

教職員・学生 各 位

情報化統括責任者

岩本 俊孝

違法ダウンロードの刑事罰化に係る Q&A について（周知）

このことについて、著作権法の一部が改正されたことに伴い、文化庁から違法ダウンロードの刑事罰化に係る Q&A を作成した旨周知がありました。

これは、私的利用の目的であっても、有償著作物等（録音・録画された著作物又は実演等で、有償で公衆に提供もしくは提示されているもの）について、違法に著作権又は著作隣接権（レコード製作者、放送事業者等）を侵害した場合、刑事罰（2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又は併科）に問われますので、下記文化庁の URL に掲載されている Q&A を熟読頂き、著作権法を遵守して頂きますようお願いいたします。

記

文化庁 URL http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/index.html

主な内容：

- ①有償著作物を違法にダウンロードした場合、刑事罰に問われます。
- ②DVD のアクセスガードを外しての複製も違法になります。（コピーコントロール機能(CPRM 等)を外してのコピーは従来から違法です。）
- ③違法に配信されている音楽や映像を見たり聞いたりするだけでは違法になりません。（You Tube 等）

照会先：

情報図書部情報企画課

担当：山下

内線 7105

E-mail joho@of.miyazaki-u.ac.jp